

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柏崎市長 櫻井 雅浩

市町村名 (市町村コード)	柏崎市 (152056)
地域名 (地域内農業集落名)	北条地区 (今熊、十日市、鹿島、四日町、荒町、小島、深沢、東条、家近、赤尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本条地域を中心にほ場整備を進めているが、ほ場整備エリア外の一部地域では勾配が急で、取水が難しいなど耕作条件の悪いほ場もあることから、離農を防ぐための具体的な取り組みを考える必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水路管理や草刈りなど農業環境保全を非農家住民の理解と協力を得ながら進めていく。
- ・中山間地域等直接支払に仕組み、農用地及び農業用施設の保全を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	176.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

営農が継続的に行われており、今後10年間を見据えて引き続き耕作者が見込まれる農地を区域内農地として位置づける。他方、将来的に耕作放棄が見込まれる農地においては、周辺の農地に与える影響を加味した上で保全・管理を行う区域とするか否かを判断する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業を担う者の意向を反映しながら、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と検討し、農地バンクを通じて農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、所有者の貸付意向や担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備エリア外の地域において市単農用地高度化事業を活用し、簡易な大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の生産組合等が集積・集約による効率的な営農を担いながら、地域農業の持続可能性を踏まえて他地域からの新規就農、入作の規模拡大を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①地域内の有志による電気柵の設置～撤去の協力体制強化									